

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

借用書

借用金額	円
------	---

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

令和 年 月 日

住所	
氏名	印
生年月日	大正 年 月 日生 昭和 平成

[借入要項]

				受付番号	
地区	年度	資金	貸付けコード	市区町村社協	
				民児協	
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込または現金交付による。				
※口座振込みの場合の貸付金振込先	金融機関		支店名		
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座		口座番号	
	口座名義人(カタカナ)				
2 貸付金の償還	据置期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還	償還手段	<input type="checkbox"/> 払込票 <input type="checkbox"/> 口座振替(依頼書添付)	
	償還場所	奈良県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 南都銀行 本店営業部 普通 0320552 口座名義 奈良県社会福祉協議会			
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。				

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④自動引落による償還希望の場合は「生活福祉資金償還金口座振替(変更)依頼書」を添付してください。